

令和元年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

本市では、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業」を活用して、地域公共交通調査事業（計画策定事業）に取り組んでいます。つきましては、令和2年1月20日付けにて、本協議会委員の皆さまにご審議いただいた令和元年度地域公共交通確保維持事業の事業評価を以下のとおりご報告します。

◆ご審議の結果

承認する・・・20名 承認しない・・・0名 未回答・・・1名

◆主なご意見・ご質問等

- ・委員の有識者の知見を活かし、先進的な取り組みとなることを期待しています。

本件について、千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例第7条第3項に基づき、過半数以上の承認が得られたため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第3条第5項の規定に基づき、別紙のとおり国土交通省へ提出しました。

また、地域公共交通確保維持改善事業実施要領に基づき、事業評価を千葉市交通政策課ホームページに公表いたしました。

地域公共交通調査等事業 (地域公共交通調査事業(計画策定事業) ・地域公共交通再編推進事業(再編計画策定事業))		国土交通省
地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画等の策定に要する経費を支援。		
地域公共交通調査事業(計画策定事業)		
○補助対象者:	地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)、多様な地域の関係者により構成される協議会、地方公共団体	
○補助対象経費:	地域公共交通の確保維持改善に係る計画(地域公共交通再編実施計画を除く。)の策定に必要な経費 (地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、 短期間の実証調査のための費用等)	
○補助率:	1/2(上限額500万円。交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数の市町村を構成員に含む法定協議会が主体となった協働による取組を行う場合(補助対象事業者は、都道府県及び市町村を構成員に含む法定協議会に限る)は、上限1,500万円)	
○要件の追加:	①地域公共交通網形成計画に、公共交通の利用者数、収支率その他の定量的な目標値を記載し、当該目標値と実績値を比較して当該計画の達成状況の評価を行うこと ②都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画を策定していない市町村にあつては、当該計画の作成を検討すること	
地域公共交通再編推進事業(再編計画策定事業)		
○補助対象者:	地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)、地方公共団体	
○補助対象経費:	地域公共交通再編実施計画の策定に必要な経費 (地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、 短期間の実証調査のための費用等)	
○補助率:	1/2(上限額1,000万円)	
○要件の追加:	①地域公共交通再編実施計画に、利便性、効率性及び持続可能性の観点から、地域公共交通再編事業の効果を定量的に記載し、同計画を公表すること ②都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画を策定していない市町村にあつては、当該計画の作成を検討すること	
※補助対象者となる地方公共団体は、協議会を設置する者に限る。		